された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあっては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）」とあるのは「当該事業主が指定した日」とする。

4　被災関係事業主が行う平成二十八年熊本地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

5　前四項の規定は、特例対象期間の初日から起算して六月の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

告　示

○消費者庁告示第九号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき、別表に掲げる者について登録試験機関として登録をしたので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月十六日

消費者庁長官　板東久美子

別表（登録試験機関名簿）

登録試験機関の名称	登録試験機関の住所	試験業務の内容	試験業務を行う事業所の所在地	登録をした日
一般財団法人日本産業協会	千代田区内神田二丁目十一番一号	消費生活相談員資格試験の問題の作成及び合否判定その他の消費生活相談員資格試験の実施のための一切の業務	千代田区内神田二丁目十一番一号	平成二十八年四月二十六日
独立行政法人国民生活センター	相模原市中央区弥栄三丁目一番一号	消費生活相談員資格試験の問題の作成及び合否判定その他の消費生活相談員資格試験の実施のための一切の業務	港区高輪三丁目十三番二十二号	平成二十八年四月二十六日

○法務省告示第二百三十二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十六日

法務大臣　岩城　光英

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第八条第三項（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づく工場財団の消滅がされないこと（同法第四十四条ノ二（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による登記をした場合を除く。）	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	平成二十八年九月三十日
工場抵当法第十条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとするに際し、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとするに際し、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
法第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること	当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該届出をしようとする者であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
法第十八条の特別支給手続において、法第二十条において準用する法第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請をすることができること、法第二十条において準用する法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、法第十四条第一項、第十五条において準用する法第十条第一項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	
法第三十五条第一項の外国譲与財産による被害回復給付金について、法第三十九条において準用する法第九条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により対象被害者の一般承継人（法第三十九条において準用する法第十九条第二項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により対象被害者の一般承継人を含む。）が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、法第三十九条において準用する法第十九条第一項（これらの規定を法第二十条において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項及び第十六条第一項（これらの規定を法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であつて、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有するもの	